

告 示

埼玉県自動車税事務所長告示第一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

令和二年十二月十一日

埼玉県自動車税事務所長 大島 清

氏名又は名称	有限会社日野商店
代表者の氏名	代表取締役 日野 亮輔
主たる事務所又は事業所の所在地	埼玉県さいたま市北区東大成町一丁目五百八十七番地
指定取消年月日	令和二年十月三十一日